

鳥獣3計画の策定について

計画の位置づけ

①第12次大阪府鳥獣保護管理事業計画

②大阪府シカ第二種鳥獣管理計画（第4期）、③大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画（第3期）

◆ 大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係を構築するとともに生物の多様性を維持することを基本として野生鳥獣を適切に保護管理するため、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（以下「法」という。）第4条に基づき「大阪府鳥獣保護管理事業計画」策定しています。

また、農林業被害を起こしているシカ・イノシシを適正に管理するため、法第7条の2に基づき「大阪府シカ第二種鳥獣管理計画」及び「大阪府イノシシ第二種鳥獣管理計画」を策定しています。

このたび、現行の3計画については、平成28年度をもって計画期間が終了することから、環境省が法第3条に基づき定めた「基本指針※」に即して、平成29年度からの新たな計画を策定しました。

※環境省が定める「基本指針」は5年毎に見直される。

◆ 計画期間：平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5ヵ年

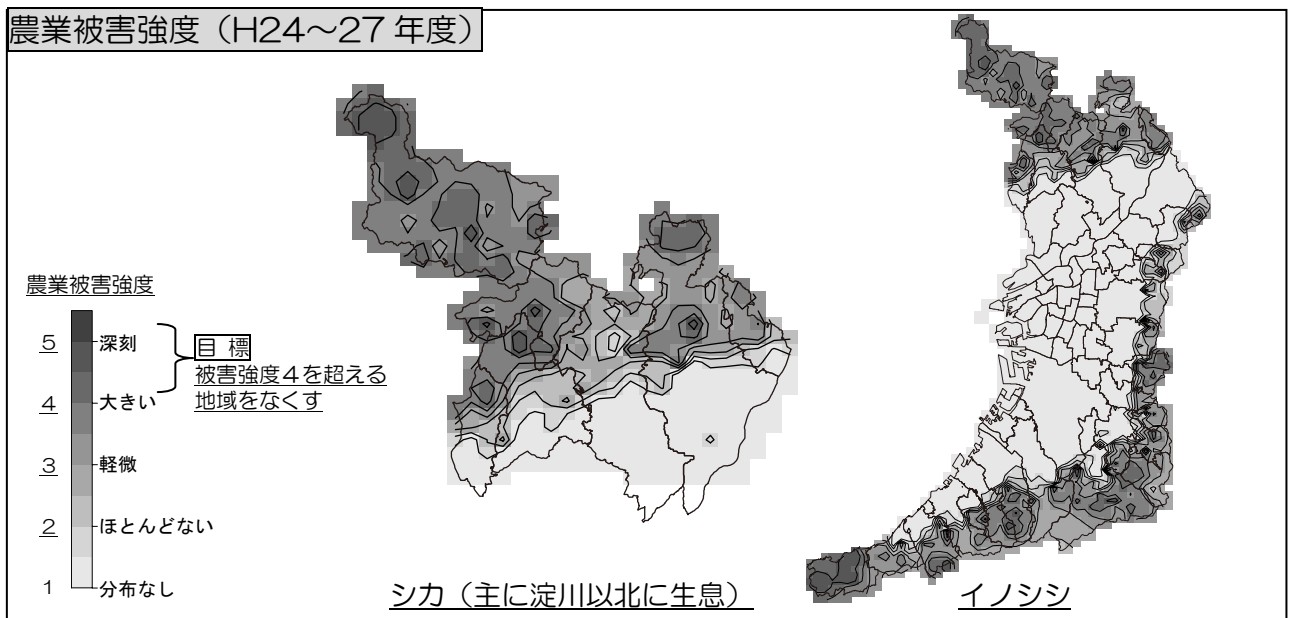
◆ 主な変更点

①第12次計画：農林業者が自ら行う捕獲に関する規制のあり方

農林業者が自らの事業地内で、アゲマ・ヌートリア等を捕獲する場合、一定の条件を満たせば、狩猟免許を要しない者でも、捕獲を可能とする。

②シカ計画：管理の目標は、被害が深刻な地域「農業被害強度4（被害が「大きい」と回答）を越える地域」をなくすこと。 ※指標：シカ生息地域での平均密度を10頭/km²以下とする。

③イノシシ計画：管理の目標は、被害が深刻な地域「農業被害強度4（被害が「大きい」と回答）を越える地域」をなくすこと。 ※指標：銃猟平均目撃効率を0.15（頭/人日）以下とする。



計画策定の経過

- ◆ 平成28年10月3日 第1回 大阪府環境審議会野生生物部会（※）（諮問・審議）
- ◆ 平成28年12月9日 第2回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議）
- ◆ 平成29年1月27日
～2月27日 パブリックコメントの実施、関係機関との協議等
- ◆ 平成29年3月6日 第3回 大阪府環境審議会野生生物部会（審議・答申）
- ◆ 平成29年3月31日 計画の公表、環境大臣への報告
- ◆ 平成29年4月1日 計画に基づく対策の実施

今後の予定

- ◆ 平成29年6月6日 第56回大阪府環境審議会での報告

（※）大阪府環境審議会野生生物部会

- ・学識経験者、農林業関係団体、自然保護団体、狩猟者関係団体で構成